

特別養護老人ホーム 智頭町立智頭心和苑
《ユニット型介護老人福祉施設サービス ご利用料金表》

【 1割負担 】

下記の料金に基づき、必要に応じて合計した額をお支払いいただきます。

【※ 利用料金は要介護度により異なります】

1. 基本料金

(1) 施設利用料

(単位/円 ※小数点以下四捨五入)

1割	公費一部負担額 / 日						⑦ 1日あたり (①~⑥) 合計	⑧ 科学的介護推進体制加算	⑨ (⑦×31日) +⑧	/ 月		公費一部負担額 /月合計
	①	②	③	④	⑤	⑥				介護職員処遇改善加算 I	介護職員等 ベースアップ等 支援加算	
	基本報酬	個別機能 訓練加算 I	看護体制 加算 I(口)	看護体制 加算 II(口)	夜間職員 配置加算 II(口)	日常生活 継続支援 加算II						
要介護 1	652	12	4	8	18	46	740	40	22,980	⑨に 8.3%を 乗じた 金額	⑨に 1.6%を 乗じた 金額	25,255
要介護 2	720						808		25,088			27,571
要介護 3	793						881		27,351			30,059
要介護 4	862						950		29,490			32,410
要介護 5	929						1,017		31,567			34,692

(2) 自己負担分

	対象者 ※1	負担限度額 (日額)				合計 (①+②+③×31日)
		① 居住費	② 食費	③ 日常生活費		
				有	無	
第1 段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受けている方	820円	300円	150円	0円	39,370円
第2 段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	820円	390円			42,160円
第3 段階 ①	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	1,310円	650円			65,410円
第3 段階 ②	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が 年間120万円超の方	1,310円	1,360円			87,420円
第4 段階	・上記以外の方	2,006円	1,445円			111,631円

※③日常生活費を選択されない場合は合計金額から4,650円(150円×31日)が引かれた合計金額になります。

(3) その他の体制加算

初期加算	・入所した日から起算して30日 ・30日を越える入院後も同様	30円 / 日
療養食加算	主治医の発行する食事箋に基づき食事を提供した場合	6円 / 食
入院・外泊時費用加算	入院または外泊をされた場合 (12日を限度)	246円 / 日
若年性認知症入所者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める	120円 / 日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が緊急に入所の必要があると判断した場合(7日を限度)	200円 / 日
看取り介護加算	死亡日を含めた前数日間に対し、看取り介護を行った場合	1,280円～

※ 利用者様の状況に応じて利用料金が異なります。

2. 減額となるサービス

(1) 高額介護サービス費

1か月に支払った介護サービス費用の一部負担(公費一部負担)が、一定の上限額を超えた場合は、その差額が高額介護サービス費として払い戻されます。(市町村への申請が必要です)

	区分	負担額の上限額(月額)
新設	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
	市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
	生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

(2) 社会福祉法人減免制度

智頭心和苑では、市町村への申請により認定を受けた方は、社会福祉法人による利用者負担軽減制度をご利用いただくことができます。

3. その他の介護保険外費用

サービス	内容	
理容サービス	毎週月曜日 出張による理容サービス	散髪 1,800円
美容サービス	ほのほの1階食堂隣「カットハウス こんにちは」にて	散髪 1,800円 散髪・毛染め等 6,000円
医療費	病院受診・回診・予防接種等による	随時
薬剤費	定期処方・病院受診・回診等による	随時
日常生活に必要な費用	個人的な物品や飲食物等の購入代金 外出等での買い物代金	随時

【お支払い方法】

《 心和苑ご利用料金 》

サービス利用料は、ご利用の翌月20日までに、請求書を送付します。
ご利用の翌月末に、ご指定の金融機関から口座振替にてお支払いいただきます。

《 その他の請求書 》

- 医療費 … 受診した医療機関(主に智頭病院)の窓口にて現金をお支払いください。
- 薬剤費 … だいち薬局に現金をお支払いください。
- 散髪代 … 心和苑窓口(2階)か理容マエカワ(智頭町郷原)に現金をお支払いください。

特別養護老人ホーム 智頭町立智頭心和苑
《ユニット型介護老人福祉施設サービス ご利用料金表》

【 2割負担 】

下記の料金に基づき、必要に応じて合計した額をお支払いいただきます。

【※ 利用料金は要介護度により異なります】

1. 基本料金

(1) 施設利用料

(単位/円 ※小数点以下四捨五入)

2割	公費一部負担額 / 日						⑦ 1日あたり (①~⑥) 合計	⑧ 科学的介 護推進体 制加算	⑨ (⑦×31 日) +⑧	/ 月		公費一部 負担額 /月合計
	① 基本報酬	② 個別機能 訓練加算 I	③ 看護体制 加算 I(口)	④ 看護体制 加算 II(口)	⑤ 夜間職員 配置加算 II(口)	⑥ 日常生活 継続支援 加算II				⑨に 8.3%を 乗じた 金額	⑨に 1.6%を 乗じた 金額	
要介護 1	1,304	24	8	16	36	92	1,480	80	45,960	8.3%を 乗じた 金額	1.6%を 乗じた 金額	50,510
要介護 2	1,440						1,616		50,176			55,144
要介護 3	1,586						1,762		54,702			60,117
要介護 4	1,724						1,900		58,980			64,819
要介護 5	1,858						2,034		63,134			69,384

(2) 自己負担分

	対象者 ※1	負担限度額 (日額)				合計 (①+②+③×31日)
		① 居住費	② 食費	③ 日常生活費		
				有	無	
第1 段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受けている方	820円	300円	150円	0円	39,370円
第2 段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等 収入額の合計が年間80万円 以下の方	820円	390円			42,160円
第3 段階 ①	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、 合計所得金額と公的年金等 収入額の合計が年間80万円 超120万円以下の方	1,310円	650円			65,410円
第3 段階 ②	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、 合計所得金額と公的年金等 収入額の合計が 年間120万円超の方	1,310円	1,360円			87,420円
第4 段階	・上記以外の方	2,006円	1,445円			111,631円

※③日常生活費を選択されない場合は合計金額から4,650円(150円×31日)が引かれた合計金額になります。

(3) その他の体制加算

初期加算	・入所した日から起算して30日 ・30日を越える入院後も同様	60円 / 日
療養食加算	主治医の発行する食事箋に基づき食事を提供した場合	12円 / 食
入院・外泊時費用加算	入院または外泊をされた場合 (12日を限度)	492円 / 日
若年性認知症入所者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める	240円 / 日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が緊急に入所の必要があると判断した場合(7日を限度)	400円 / 日
看取り介護加算	死亡日を含めた前数日間に対し、看取り介護を行った場合	2,560円～

※ 利用者様の状況に応じて利用料金が異なります。

2. 減額となるサービス

(1) 高額介護サービス費

1か月に支払った介護サービス費用の一部負担(公費一部負担)が、一定の上限額を超えた場合は、その差額が高額介護サービス費として払い戻されます。(市町村への申請が必要です)

	区分	負担額の上限額(月額)
新設	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
	市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
	生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

(2) 社会福祉法人減免制度

智頭心和苑では、市町村への申請により認定を受けた方は、社会福祉法人による利用者負担軽減制度をご利用いただくことができます。

3. その他の介護保険外費用

サービス	内容	
理容サービス	毎週月曜日 出張による理容サービス	散髪 1,800円
美容サービス	ほのぼの1階食堂隣「カットハウス こんにちは」にて	散髪 1,800円 散髪・毛染め 6,000円 等
医療費	病院受診・回診・予防接種等による	随時
薬剤費	定期処方・病院受診・回診等による	随時
日常生活に必要な費用	個人的な物品や飲食物等の購入代金 外出等での買い物代金	随時

【お支払い方法】

《 心和苑ご利用料金 》

サービス利用料は、ご利用の翌月20日までに、請求書を送付します。
ご利用の翌月末に、ご指定の金融機関から口座振替にてお支払いいただきます。

《 その他の請求書 》

- 医療費 … 受診した医療機関(主に智頭病院)の窓口にて現金をお支払いください。
- 薬剤費 … だいいち薬局に現金をお支払いください。
- 散髪代 … 心和苑窓口(2階)か理容マエカワ(智頭町郷原)に現金をお支払いください。

特別養護老人ホーム 智頭町立智頭心和苑
《ユニット型介護老人福祉施設サービス ご利用料金表》

【 3割負担 】

下記の料金に基づき、必要に応じて合計した額をお支払いいただきます。

【※ 利用料金は要介護度により異なります】

1. 基本料金

(1) 施設利用料

(単位/円 ※小数点以下四捨五入)

3割	公費一部負担額 / 日						⑦ 1日あたり (①~⑥) 合計	⑧ 科学的介 護推進体 制加算	⑨ (⑦×31 日) +⑧	/ 月		公費一部 負担額 /月合計
	①	②	③	④	⑤	⑥				介護職員 処遇改善 加算 I	介護職員 等 ペースアップ 等 支援加算	
	基本報酬	個別機能 訓練加算 I	看護体制 加算 I(口)	看護体制 加算 II(口)	夜間職員 配置加算 II(口)	日常生活 継続支援 加算II						
要介護 1	1,956	36	12	24	54	138	2,220	120	68,940	⑨に 8.3%を 乗じた 金額	⑨に 1.6%を 乗じた 金額	75,765
要介護 2	2,160						2,424		75,264			82,715
要介護 3	2,379						2,643		82,053			90,176
要介護 4	2,586						2,850		88,470			97,229
要介護 5	2,787						3,051		94,701			104,076

(2) 自己負担分

	対象者 ※1	負担限度額 (日額)				合計 (①+②+③×31日)
		① 居住費	② 食費	③ 日常生活費		
				有	無	
第1 段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受けている方	820円	300円	150円	0円	39,370円
第2 段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等 収入額の合計が年間 80万円 以下の方	820円	390円			42,160円
第3 段階 ①	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、 合計所得金額と公的年金等 収入額の合計が年間 80万円 超120万円以下の方	1,310円	650円			65,410円
第3 段階 ②	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、 合計所得金額と公的年金等 収入額の合計が 年間120万円超の方	1,310円	1,360円			87,420円
第4 段階	・上記以外の方	2,006円	1,445円			111,631円

※③日常生活費を選択されない場合は合計金額から4,650円(150円×31日)が引かれた合計金額になります。

(3) その他の体制加算

初期加算	・入所した日から起算して30日 ・30日を越える入院後も同様	90円 / 日
療養食加算	主治医の発行する食事箋に基づき食事を提供した場合	18円 / 食
入院・外泊時費用加算	入院または外泊をされた場合 (12日を限度)	738円 / 日
若年性認知症入所者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める	360円 / 日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が緊急に入所の必要があると判断した場合(7日を限度)	600円 / 日
看取り介護加算	死亡日を含めた前数日間に対し、看取り介護を行った場合	3,840円～

※ 利用者様の状況に応じて利用料金が異なります。

2. 減額となるサービス

(1) 高額介護サービス費

1か月に支払った介護サービス費用の一部負担(公費一部負担)が、一定の上限額を超えた場合は、その差額が高額介護サービス費として払い戻されます。(市町村への申請が必要です)

	区分	負担額の上限額(月額)
新設	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
	市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
	生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

(2) 社会福祉法人減免制度

智頭心和苑では、市町村への申請により認定を受けた方は、社会福祉法人による利用者負担軽減制度をご利用いただくことができます。

3. その他の介護保険外費用

サービス	内容	
理容サービス	毎週月曜日 出張による理容サービス	散髪 1,800円
美容サービス	ほのぼの1階食堂隣「カットハウス こんにちは」にて	散髪 1,800円 散髪・毛染め 6,000円等
医療費	病院受診・回診・予防接種等による	随時
薬剤費	定期処方・病院受診・回診等による	随時
日常生活に必要な費用	個人的な物品や飲食物等の購入代金 外出等での買い物代金	随時

【お支払い方法】

《 心和苑ご利用料金 》

サービス利用料は、ご利用の翌月20日までに、請求書を送付します。
ご利用の翌月末に、ご指定の金融機関から口座振替にてお支払いいただきます。

《 その他の請求書 》

- 医療費 … 受診した医療機関(主に智頭病院)の窓口にて現金をお支払いください。
- 薬剤費 … だいいち薬局に現金をお支払いください。
- 散髪代 … 心和苑窓口(2階)か理容マエカワ(智頭町郷原)に現金をお支払いください。